

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した指定管理者監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第14項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

令和7年8月6日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 片岡 健一郎



○令和6年度指定管理者監査の概要

- 1 監査のテーマ 公の施設の指定管理者制度の運用について
- 2 監査対象施設 岩倉市総合体育文化センター
- 3 監査対象事業者 日本環境マネジメント株式会社
- 4 監査対象課 教育部 生涯学習課
- 5 監査の範囲
 - ・令和4年4月1日から令和6年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
 - ・指定管理者指定の手續に係るものは、上記以前の期間を含む。
- 6 監査の期間 令和6年11月22日から令和7年2月18日まで
- 7 監査結果公表日 令和7年2月28日
- 8 措置通知受理日 令和7年7月10日

○指定管理者監査の結果に対する措置内容

報告書	指摘、留意、要望及び提案事項等	対応状況等
P8	担当課と指定管理者で毎月行っている打合せの議事録を作成しておらず、打ち合わせた内容が書面により共有され、かつ、引き継がれている状況であるといえなかった。この打合せは、お互いが施設運営に係る課題についての意見を交わし、共有できる場であると考えられることから、より良い施設運営のために議事録を作成し、内容の共有及び引継ぎを図ってほしい。	(3) 対応済の事項： 議事録については、市・指定管理者でそれぞれ作成しており、双方に共有していないという状況でしたが、令和6年度3月分の打合せから、議事録を双方で共有しています。
P9	令和4年3月18日に締結した基本協定書には野寄テニスコート、スポーツ広場等を定めた「岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例」等が記載されているが、これらの施設を1つにまとめた「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」及び「岩倉市屋外スポーツ施設の管理及び運営に関する規則」が制定され、令和5年4月1日から施行された。これに伴い「岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例」等は令和5年4月1日に廃止されている。そして、市は、野寄テニスコート、スポーツ広場等の管理については、日本環境マネジメント(株)を指	(3) 対応済の事項： 令和7年7月1日付けで変更協定書を締結いたしました。

	<p>定管理者として指定し、これに伴い新たな基本協定書を締結した。しかしながら、令和4年3月18日付けの基本協定書の内容は変更されることなく野寄テニスコート、スポーツ広場等に関する「岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例」等の記載がされたままとなっていた。令和4年3月18日付けの基本協定書については、早急に該当箇所の記載内容の変更を行う必要がある。</p>	
--	--	--

※ 上記については、令和7年7月1日現在の状況である。